

九州大学伊都キャンパス保全緑地細則

平成18年度九大細則第14号
施行：平成19年4月1日
最終改正：令和3年3月29日
(令和2年度九大細則第19号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学伊都キャンパス保全緑地規程（平成19年度九大規程第61号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、保全緑地の管理、立入許可に係る手続その他必要な事項を定めるものとする。

(立入申請)

第2条 規程第4条の立入許可を得ようとする者は、原則として立入りを希望する日の10日前までに、立入許可申請書をキャンパス計画室に提出しなければならない。

2 前項の立入許可申請書は、別記様式のとおりとする。

(立入許可)

第3条 総長は、立入許可申請書の提出により申請があった場合は、保全緑地の目的に沿ったもので、かつ、保全緑地の管理上に支障が無いときに限り、これを許可するものとする。

2 総長は、前項の許可をしたときは、立入許可証を交付するものとする。

3 立入許可証の交付後、許可された申請内容を変更する必要があるときは、前条に準じて、変更の申請を行わなければならない。

(許可条件の遵守)

第4条 立入許可を得た者は、許可条件を遵守しなければならない。

2 総長は、立入許可を得た者が、許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は立入りを中止させることができる。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、保全緑地の管理、立入許可に係る手続その他必要な事項は、キャンパス計画及び施設管理委員会が定める。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大細則第5号）

この細則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大細則第15号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大細則第28号）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大細則第30号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大細則第13号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大細則第37号）

この細則は、平成31年4月1日から施行し、この細則による改正後の九州大学伊都キャンパス保全緑地細則第2条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大細則第11号）

この細則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大細則第19号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

九州大学伊都キャンパス保全緑地立入許可申請書

年 月 日

九州大学総長

申請者

住 所

氏 名

E-mail

連絡先 TEL

FAX

九州大学伊都キャンパス保全緑地細則第2条の規定により、保全緑地内への立入許可を得たいので、下記のとおり申請します。

記

1. ゾーンの名称	
2. 目的及び理由	
3. 行為の内容	
4. 期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5. その他	

九州大学伊都キャンパス保全緑地立入許可書

第 号

年 月 日付けで申請がありました九州大学伊都キャンパス保全緑地内への立入りについては、別添の条件を付して許可します。

年 月 日

九州大学総長

許 可 条 件

九州大学伊都キャンパスの生物多様性保全ゾーンを含む約99haの保全緑地は、環境と共生する魅力的なキャンパスづくりを育てていく上に不可欠であり、また、この地域の生物多様性の保全に貢献するという役目を担っています。このことから、保全緑地への立入許可を得た者は、下記条件を遵守し、当該者の責任において、保全緑地の保全、再生または活用に努めてください。

記

1. 禁止事項

保全緑地内において、次の行為は禁止します。

- (1) 緑地を損傷し、または汚損すること。
- (2) 動植物を捕獲し、または採取すること。
- (3) 土石を採取すること。
- (4) 立木竹を伐採し、または損傷すること。
- (5) ペット・猟犬等の放獣または魚類等を放流すること。
- (6) 工作物を設置すること。
- (7) 夜間に立ち入ること。
- (8) 風紀を乱し、または風致を害すること。
- (9) 営業活動を行うこと。
- (10) はり紙または広告を表示すること。
- (11) たき火等の火気を使用すること。
- (12) その他緑地保全上に支障がある行為

2. 変更申請

立入許可証の交付後、許可された申請内容を変更する必要があるときは、九州大学伊都キャンパス保全緑地細則第2条第1項の立入申請に準じて、変更の申請手続を行って下さい。

3. 許可条件の遵守

立入許可を得た者が、この許可条件に違反したときは、当該許可の取り消し、または立入りを中止させる場合があります。

4. 留意事項

(1) 免責

利用期間中の人身事故及び物品・展示物等の盗難・破損事故などに関しては、本学は一切の賠償責任を負いません。

(2) 損害賠償

- ① 立入許可を得た者がその責に帰すべき事由により保全緑地に損害を与えたときは、その損害の賠償を求める場合があります。
- ② 保全緑地内の建造物、施設、備品その他を毀損、汚損、紛失させた場合は、速やかにキャンパス計画室に連絡をしてください。
- ③ ②の場合は、利用者の責任において原状回復または賠償していただきます。